




# 取引先向け行動規範

オートデスクのサプライヤーとビジネスパートナー向け





オートデスクは、最高レベルの誠実さ、真摯さ、倫理的な行動を通じて事業を展開し、より持続可能で回復力のある、公平な世界を推進する取り組みを行っています。同様に当社はパートナー様に対しても、これらと同じ価値観、倫理観、責任を持って、すべての人のためにより良い世界をデザインし、実現するための行動規範として、本行動規範(以下「取引先向け行動規範」)を活用していただくことを求めます。



# 適用性

本取引先向け行動規範は、オートデスクに製品またはサービスを提供するディストリビューター、認定販売パートナー、サービスプロバイダ、サプライヤー、代理店、開発業者、ベンダー(以下、総称して「パートナー様」)を含みますがこれに限定されないオートデスクのあらゆるビジネスパートナー様に適用されます。本取引先向け行動規範の基準は、パートナー様のオートデスクとの契約に記載されている要件および条件を強化することを意図しています。オートデスクとの契約上の義務に加え、すべてのパートナー様は、本取引先向け行動規範を読み、遵守いただくことが義務付けられています。また、これらの基準を自社の従業員、契約社員、臨時従業員(以下、総称して「社員」)を含みますがこれに限定されない、パートナー様のために働くすべての人に伝え、理解してもらい、遵守されるように徹底することが求められています。

すべてのパートナー様は、事業を営むあらゆる場所において、業務に適用される連邦法、州法、地域法、国際法、現地法のすべての法律と要件を常に把握し、遵守する必要があります。

パートナー様は、本取引先向け行動規範に違反した場合は、当社との契約違反となり、取引先としての契約解除に至ると同時に、法的措置が実施される可能性があります。







## 懸念事項の報告と質問

オートデスクまたはパートナー様の関係者が、法的要件、本取引先向け行動規範、またはその他のオートデスクの方針を満たしていないと思われる場合、その懸念を報告してください。差し迫った問題、特に、贈収賄や汚職、独占禁止法に違反するか反競争的である慣行、利益相反、差別的、または不当な労働慣行、職業上および環境上の安全に関する懸念は、直ちに当社に報告する必要があります。

懸案事項については、オートデスクの主なビジネスパートナーに報告することをお勧めします。また、アメリカ/カナダのオートデスクの企業倫理・コンプライアンス専用ホットライン(+1 855-822-9535)もしくは専用のウェブポータル([autodesk.ethicspoint.com](https://autodesk.ethicspoint.com))経由で報告することもできます(各国の電話番号はこちらのリンクからご確認いただけます)。法律上認められている場合は、オートデスクの企業倫理・コンプライアンス専用ホットラインでの報告は、匿名で行うことができます。報告の際には、当社が報告を十分に調査できるように、できる限り多くの情報を提供してください。



# 倫理的な企業行動

## 誠実かつ適切なコミュニケーション

オートデスク、当社のお客様、ビジネスパートナー様、規制当局の代表者、政府関係者との話し合いにおいては、正直さ、率直さ、誠実さが求められます。パートナー様は、オートデスクの契約、製品、サービス、または取引に関して、誰に対しても虚偽の表明をしたり、その他の誤解を招く行為や欺瞞的な行為を行ったりしてはなりません。



## 正確な事業記録

オートデスク製品の販売、オートデスクへの製品またはサービスの販売、オートデスクに関連するすべての取引またはその他の支出など、オートデスクに関連する取引および事業情報を完全かつ正確に記録し、保持する必要があります。パートナー様の事業記録は、SOX 法およびアメリカ合衆国内国歳入庁の要件を含む、適用されるすべての法律、会計規則、税務規則、規制に完全に準拠している必要があります。

## 公正な競争

オートデスクは、パートナー様が公正かつ誠実な競争を通じて取引を獲得することを求めています。パートナー様は、競争に悪影響を与えるまたは競争を低下させる方法で競合企業との契約の申し出や締結を行わないものとします。この例として、オートデスクの製品やサービスの価格を固定または管理することや、サプライヤーやお客様を排斥すること、お客様や市場を分割するまたは割り当てることや、入札プロセスについて調整することを目的とした契約は、固く禁じられています。さらにパートナー様は、価格、価格に影響を与える事項(利益、利益幅、換算レート、原価、掛売条件など)、または特定のお客様の事業に対する見積りなど、競争上の機微な情報に関して、競合企業と話し合ったり、共有したりすることはできません。パートナー様は、適用されるすべての独占禁止法および競争法や規制(すべてのアメリカの法律と現地法を含む)に加え、オートデスクが公開しているすべての競争法プログラムの規則を遵守する必要があります。





## 贈収賄防止と腐敗防止

オートデスクは、その形態に関わらず、あらゆる贈収賄を禁じています。パートナー様は、適用されるすべての腐敗防止に関する法律および規制を遵守する必要があります。これには国際商取引における、アメリカの連邦海外腐敗行為防止法、イギリスの賄賂防止法、現地の贈賄防止に関する法律、OECD 外国公務員贈賄防止条約に定められた基準などすべてが含まれます。仕事の相手が政府関係者であるか民間の事業者であるかを問わず、いかなる形態の汚職、強要、賄賂も容認、許可、関与してはなりません。パートナー様は、政府関係者、オートデスクのお客様、オートデスクの社員、またはその他の人物に対し、取引の獲得、不当な利益の獲得、または日常的な管理プロセスの促進やスピードアップの目的で、現地の慣習にかかわらず、金銭、便宜、手数料、旅行のアップグレード、贈答品、融資、慈善寄付、仕事やインターンシップの機会などのいかなる有価物も、申し出、提供、約束または提供の許可をしてはなりません。パートナー様は、オートデスクがパートナー様に支払った、または委託した資産または資金(非標準割引、リベート、チャネル開発プログラム資金など)を、当社が許可または意図した特定の目的のためにのみ使用しなければなりません。パートナー様は、実際に汚職がある場合、または汚職の疑いがある場合は、直ちにオートデスクに報告しなければなりません。

## 贈答および接待

贈答品や接待(食事やその他の接客を含む)は、透明性があり、帳簿や記録に正確に記録され、価値が適度で、その場の慣習に従い、正当な事業目的に関連し、すべての法律と、受け取る側のすべての方針に従うものでなければなりません。さらに、法律や受け取る側の方針に規定されていない場合であっても、また現地の習慣や慣習にかかわらず、一般的なビジネス上のもてなしを提供したり受けたりする場合には、不適切と思われるような価値のあるものを要求、受領、提供、または贈答してはいけません。また、その贈り物や接待がビジネス上の関係に不適切な影響を与えることを意図しているという印象を与えてはなりません。また、取引先様は、オートデスクの社員またはその家族に対して過剰な贈答品、接待、または娯楽を申し出たり、提供したりしてはなりません。さらに、オートデスクのビジネス行動規範に違反するような贈り物または接待を提供してはなりません。



## 政府機関への販売

上記の贈収賄防止と腐敗防止の要件に加えて、政府機関のお客様への販売に従事する取引先様には追加の制約が適用される場合があります。企業や民間のお客様と取引を行う場合に慣習となっている活動や適切な活動が、政府機関や国営企業、あらゆるレベルの政府系企業のお客様(元請業者様および下請業者様を含む)との取引では、連邦、州および現地を含むすべての管轄で不適切あるいは違法となる場合があります。パートナー様は、オートデスクの書面による承認なく、直接か間接かを問わず、オートデスクの代わりにロビー活動を行ってはなりません。この禁止事項には、法律、規制、予算割当、規則制定、行政命令、料率設定またはその他の政府の方針や政策に影響を及ぼそうとする試みが含まれます。さらに、パートナー様は、政府関係者や公務員とのコミュニケーションに適用される法律、規則、規制、すべてを理解し、遵守する責任を負っています。これには、調達のためのロビー活動や交渉に影響を及ぼそうとする試み、政府からの受注契約の獲得や管理、助成金やその他の調達、および、融資、許可、ライセンスなどの問題に関する規制が含まれます。これに含まれる例として、パートナー様が事業を展開する各地域でのロビー活動の登録や報告義務をすべて理解した上で遵守することなどがあります。

## 世界的な貿易統制

パートナー様は、物品、ソフトウェア、技術/技術データの国境を越えた移動を規制する輸出管理、経済制裁、関税法をすべて遵守しなければなりません。

パートナー様は、製品やサービスがオートデスクブランドのものであるかどうかにかかわらず、関連するオートデスクのライセンス、契約またはプログラム資料に反映されている規制、およびオートデスクの提供する製品やサービスに適用されるその他すべての貿易コンプライアンス規制を遵守する必要があります。貿易管理は国ごとに異なり、場合によっては複数の国のルールが適用されることを理解する必要があります。パートナー様には、輸出規制の法令および規則がどのように適用されるのかを理解し、それらの法令および規則の変更を監視する責任があります。





パートナー様は、アメリカまたはその他の適用される法律または規制に基づき求められるすべての承認またはライセンスを予め取得することなく、輸出が禁止されている目的地、禁止されているエンドユーザー、もしくは禁止されている最終用途のために、直接か間接かを問わず、オートデスクの製品を輸出、再輸出、譲渡してはならず、またオートデスクの製品もしくはサービスを利用可能にすることもできません。さらに、パートナー様は、オートデスクの製品の最終納入先、エンドユーザー、および考え得る最終用途に関して誤解を招く恐れのある情報や不正確な情報を提供してはならず、それらの情報の送信を手助けしてはなりません。また、適用される法律の下、製品やサービスを受け取る資格がない人物に製品やサービスが利用可能とされていることを知った場合、パートナー様は、速やかにオートデスクに通知する必要があります。

## 利益相反

パートナー様は、オートデスクの利益に反するまたは反しているように見える可能性のある状況、活動、関係を回避する必要があります。パートナー様は、オートデスクまたはオートデスクの社員との利益相反または利益相反の恐れがある場合、オートデスクに通知するものとします。考え得る利益相反をすべて挙げることはできませんが、パートナー様は、自らの社員またはその家族が、オートデスクに雇用されるか、もしくはオートデスクと金銭的利害関係を有する場合には、オートデスクにこれを開示する必要があります。

## インサイダー取引

パートナー様は、オートデスクの証券取引を規制する、アメリカおよび現地のインサイダー取引に関する適用される法律および証券取引法すべてを遵守する必要があります。パートナー様は、オートデスクとの関係を通じて取得したかどうかにかかわらず、重要かつ非公開のインサイダー情報を保有している場合、オートデスクの証券またはその情報に関連する他社の証券を取引したり、自社、自社の社員、またはその他の人物の個人の利益のためにその情報を使用したりしてはなりません。また、重要な非公開情報を他者に伝える(つまり「情報提供」する)ことも禁止されています。







## 知的財産と機密情報

パートナー様は、特許、企業秘密、著作権、商標、機密情報を含むあらゆる種類の知的財産(以下、総称して「知的財産」)を、それらがオートデスク、お客様、または第三者のいずれが所有するかにかかわらず、保護し、適切に使用する責任を負います。パートナー様は、オートデスクの知的財産に関して適用されるすべての契約において許可されていること、かつ、アメリカ、現地およびその他すべての適用される法律を遵守していることにより、オートデスクの利益のためにのみ、オートデスクの知的財産を使用することができます。パートナー様は、オートデスクのすべての商標またはオートデスクが著作権を有するすべての資料を不正に使用したり、オートデスクの機密情報または企業秘密を不当に開示したりしてはなりません。また、パートナー様は、オートデスクのパートナーとしての立場に関連するいかなる方法においても、第三者の知的財産権を侵害することを禁止されています。パートナー様は、第三者によるオートデスクの知的財産の不正使用について、すみやかにオートデスクに通知する必要があります。

## プライバシーと個人情報

パートナー様は、オートデスク関連データの目的に応じた収集、使用、開示、保持を実践し、適切なレベルのデータセキュリティを実施するものとします。パートナー様は、オートデスクと締結しているデータ保護契約、および国内法、連邦法、州法、現地法、業界固有の法律または規制を含むがこれに限定されない、適用されるすべてのグローバルデータ保護およびプライバシーに関する法律を遵守するものとします。



# コミュニティ、職場、環境



オートデスクは、人権、多様な労働力と供給基盤、さらに帰属意識の高い企業文化の保護および推進に努めています。

## 差別とハラスメント防止

パートナー様は、人種、肌の色、祖先または国籍、性別、ジェンダー(妊娠、出産、授乳、または関連する疾患を含む)、性的指向、性同一性または性表現、年齢、配偶者の有無、宗教または信条、障害(精神的または身体的)、疾患、遺伝情報、軍または退役軍人の身分、または現地の法律で保護されているその他の特徴に基づく差別を容認してはなりません。

## 公正な労働慣行と人権

オートデスクは、パートナーである皆様が、自社の社員に対して公正な労働慣行に従事することを求めます。パートナー様は、職場、賃金、福利厚生に関して適用されるすべての法律と規制を遵守する必要があります。また、社員を公平に、尊厳と敬意を持って公正に扱い、結社の自由などを含む公正な労働慣行を支持することを求めます。

オートデスクは、パートナー様が、国連の「国際人権規約」、国際労働機関の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」など、国際的に認められた人権を支持することを求めます。パートナー様は、自社が事業を展開している国の関連する奴隷労働および人身売買に関する法律すべてを遵守する必要があります。オートデスクは、自社の業務やサプライチェーンにおいて、人身売買や奴隷労働の撲滅および児童就労の廃止に向け努力することをパートナー様に求めます。

また、パートナー様は、鉱物の責任ある調達を合理的に保証するために、法律、または、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデューデリジェンス ガイダンスによって課せられた積極的義務に従わなければなりません。

オートデスクは、これらの法律や要件を遵守しているかについて、パートナー様に追加の書面による証明書の提出を求めることがあります。



## 安全な職場環境

パートナー様は、社員のために安全で健康的な職場を維持しなければなりません。パートナー様の職場では、適用されるすべての法律および規制を遵守しなければなりません。維持された安全な作業手順を通じて、労働安全衛生上の危険性を特定し、評価し、管理する必要があります。パートナー様の全社員は、適用されるすべての安全手順について訓練を受けなければなりません。緊急時計画と対応手順を策定し、実施する必要があります。

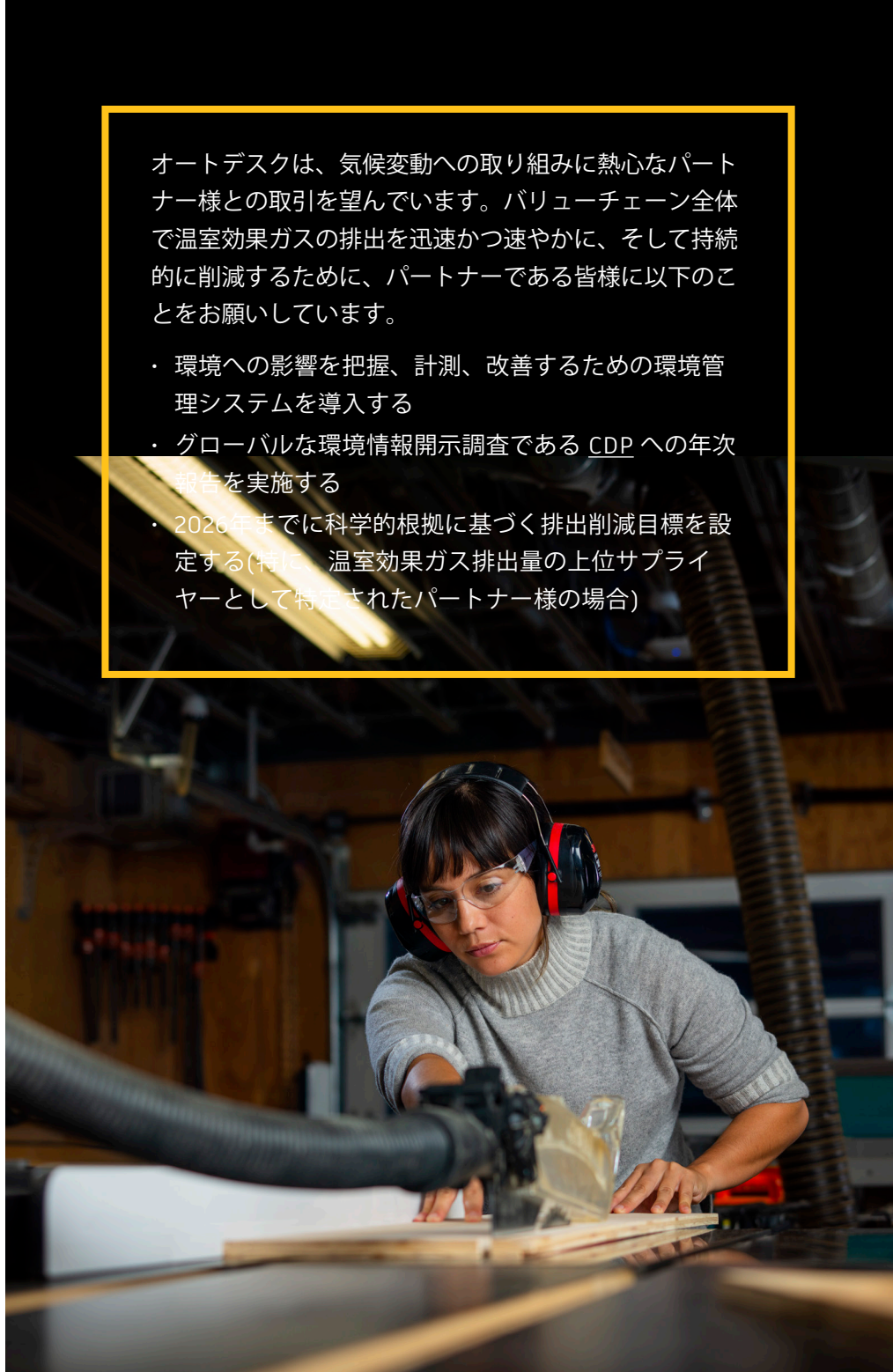
## 環境

オートデスクは、持続可能な企業行動と二酸化炭素排出量実質ゼロでの業務の推進に向け、努力しています。パートナーである皆様も、少なくとも以下の事項を含む、適用されるすべての環境法、環境に関する規制や基準を遵守いただきたく存じます。

- ・ 排ガス
- ・ 化学物質管理
- ・ 環境に関する許可と報告
- ・ 天然資源消費量の削減
- ・ 汚染防止
- ・ 廃棄物の管理と処理
- ・ 水管理

オートデスクは、気候変動への取り組みに熱心なパートナー様との取引を望んでいます。バリューチェーン全体で温室効果ガスの排出を迅速かつ速やかに、そして持続的に削減するために、パートナーである皆様に以下のことをお願いしています。

- ・ 環境への影響を把握、計測、改善するための環境管理システムを導入する
- ・ グローバルな環境情報開示調査である [CDP](#) への年次報告を実施する
- ・ 2026年までに科学的根拠に基づく排出削減目標を設定する(特に、温室効果ガス排出量の上位サプライヤーとして特定されたパートナー様の場合)








## 多様性と帰属意識

オートデスクでは、すべての社員が成功と貢献の機会が公平に得られるよう、帰属意識の高い文化を構築しています。変化をリードする企業として、一人でも多くの人に未来の仕事に参加する機会を創出することが当社の目標です。多くの独創的な頭脳と才能を受け入れることで、グローバル市場の需要に応える革新的な製品とソリューションを生み出すことができます。パートナーである皆様には、多様で、インクルーシブで、公平な職場を育むために、計測可能な目標を設定し、あらゆるアイデンティティや背景を持つ社員が自分の居場所だと感じられるような職場作りを行うことを奨励します。





オートデスクが帰属意識を高める方法の1つは、購買力を利用して、マイノリティ、女性、退役軍人、身体障害者、LGBTQ+ によって少なくとも 51% 所有、管理、運営されている企業や、アメリカの中小企業庁が定義する不利な立場にある企業との取引を増やす方法です。多様でインクルーシブなサプライチェーンは、サプライヤー基盤を拡大し、競争を促し、地域社会への帰属意識を育みます。

オートデスクは、アメリカに拠点を置くサプライヤーやベンダーのパートナー様に、以下のことを推奨しています。

- ・ 適格であれば、世間で評価の高い組織によって、多様性を持つサプライヤーとして認定を受ける
- ・ パートナー様独自のサプライヤー多様性プログラムを策定する
- ・ 要請があれば、Tier 2 (間接費)の下請け報告書を四半期ごとに提出し、Tier 2 の多様性支出目標を達成するために最善の努力を払う
- ・ メンター制度、技術支援トレーニング、専門知識・システム・ツールの共有を通じて、多様なビジネスを支援する
- ・ 多様なサプライヤーとの支出による経済効果を追跡する



# パートナー様の情報公開責任

オートデスクは、パートナー様が本取引先向け行動規範に定める基準を確実に実施および維持し、適用される法律と規制を遵守するための管理体制を確立することを求めます。さらに、当社の基準が必ず満たされるように、パートナー様は情報提供の要請、監査、またはその他の形態の監視を通じて、ご自身の業務とサプライチェーンを監視する必要があります。当社は、パートナー様の記録や施設を監査または調査する権利を有します。また、これらの要件を更新し、提供されたデータを使用して他のパートナー様を評価する権利も有します。

パートナー様は、当社からの情報提供の要求または監査、さらには当社による証明書の要求、問い合わせや調査への参加にご協力ください。



